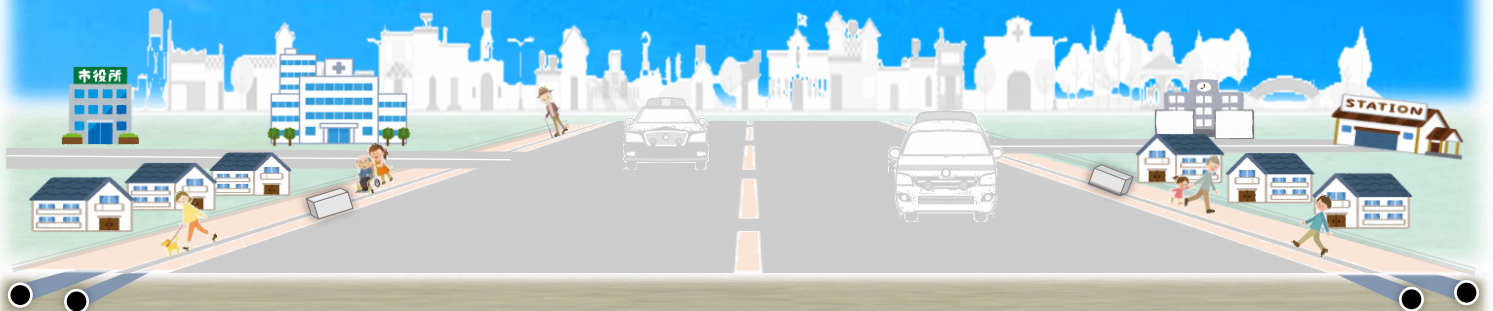


HIRAKATA

枚方市 無電柱化 推進計画



令和 5 年(2023 年)3月

枚 方 市

目次

第1章	はじめに	1
1	計画策定の背景	1
2	計画の位置づけ	2
第2章	無電柱化の目的と課題	3
1	無電柱化の目的	3
2	無電柱化の整備手法	4
3	無電柱化の課題	6
第3章	無電柱化の推進に関する基本方針・計画期間	7
1	基本方針	7
2	計画期間	7
第4章	無電柱化の推進に関する目標	8
1	対象道路の考え方	8
2	対象道路・目標	9
第5章	無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策	10
1	占用制度の運用について	10
2	コスト縮減・事業のスピードアップ	10
3	水害被害を受けにくい整備	11
第6章	その他無電柱化の推進に関し総合的かつ迅速に推進するために必要な事項	12
1	住民理解の促進	12
2	関係者間の連携強化	12
3	計画の進行管理	12
別冊	参考資料	13
	無電柱化対象道路一覧表・位置図	14
	道路法37条に基づく占用制限 対象道路位置図	16
	関係法令などの抜粋	17
	用語解説	21

第1章 はじめに

1 計画策定の背景

道路上の電柱や電線は、地震や台風等の自然災害時において、電柱倒壊や電線切断が発生した場合、避難や救助活動、物資輸送に支障をきたす恐れがあります。また、良好な景観を損なうだけでなく、歩行者や車いす利用者など安全で快適な通行の妨げにもなります。平成28年12月には、「災害の防止」、「安全かつ円滑な交通の確保」、「良好な景観の形成」等を図るため、「無電柱化の推進に関する法律（以降、「無電柱化法」という。）」が定められ、国におかれては、無電柱化法の規定に基づく「無電柱化推進計画」を平成30年に策定されました。また、大阪府におかれても平成30年に「大阪府無電柱化推進計画」を策定され、無電柱化の推進に取り組まれています。この無電柱化法第8条では、国及び都道府県がそれぞれ定める無電柱化推進計画を基本として、市町村の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画である「市町村無電柱化推進計画」の策定を、市町村の努力義務として定めています。

無電柱化の推進に関しては、無電柱化法第12条に基づき、道路事業や市街地開発事業等の実施に際し、技術上困難と認められる場合を除き、道路内への新たな電柱の設置が禁止されるなど、国や大阪府などにおいて無電柱化が推進されてきましたが、近年、災害の激甚化・頻発化による「都市防災の向上」や高齢者の増加等による「安全で快適な歩行空間の確保」などの観点から無電柱化の必要性がより一層高まっています。

本市においては、「都市防災の向上」や「安全で快適な歩行空間の確保」などの観点に加え、枚方市駅周辺をはじめとする市街地開発事業によるまちづくりの具体化が進められている状況を踏まえ、効率的で計画的な無電柱化を推進するためには、市内全域における無電柱化の推進に関する方針を示す必要があります。

以上のことから、本市における無電柱化の推進に関する方針などを示した枚方市無電柱化推進計画（以下「本計画」という。）を策定することで、効率的で計画的な無電柱化を推進します。

2 計画の位置づけ

効率的で計画的な無電柱化を推進するため、本計画は、無電柱化法第8条に規定されている「市町村無電柱化推進計画」として、無電柱化に関する基本的な方針、計画期間、計画目標、施策など必要な事項を定めます。

また、国及び大阪府の無電柱化推進計画を基本に、枚方市の「第5次枚方市総合計画」を上位計画とし、関連する「枚方市都市計画マスタープラン」や「枚方市総合交通計画」、「枚方市地域防災計画」、「枚方市景観計画」等の行政計画との整合を図ります。

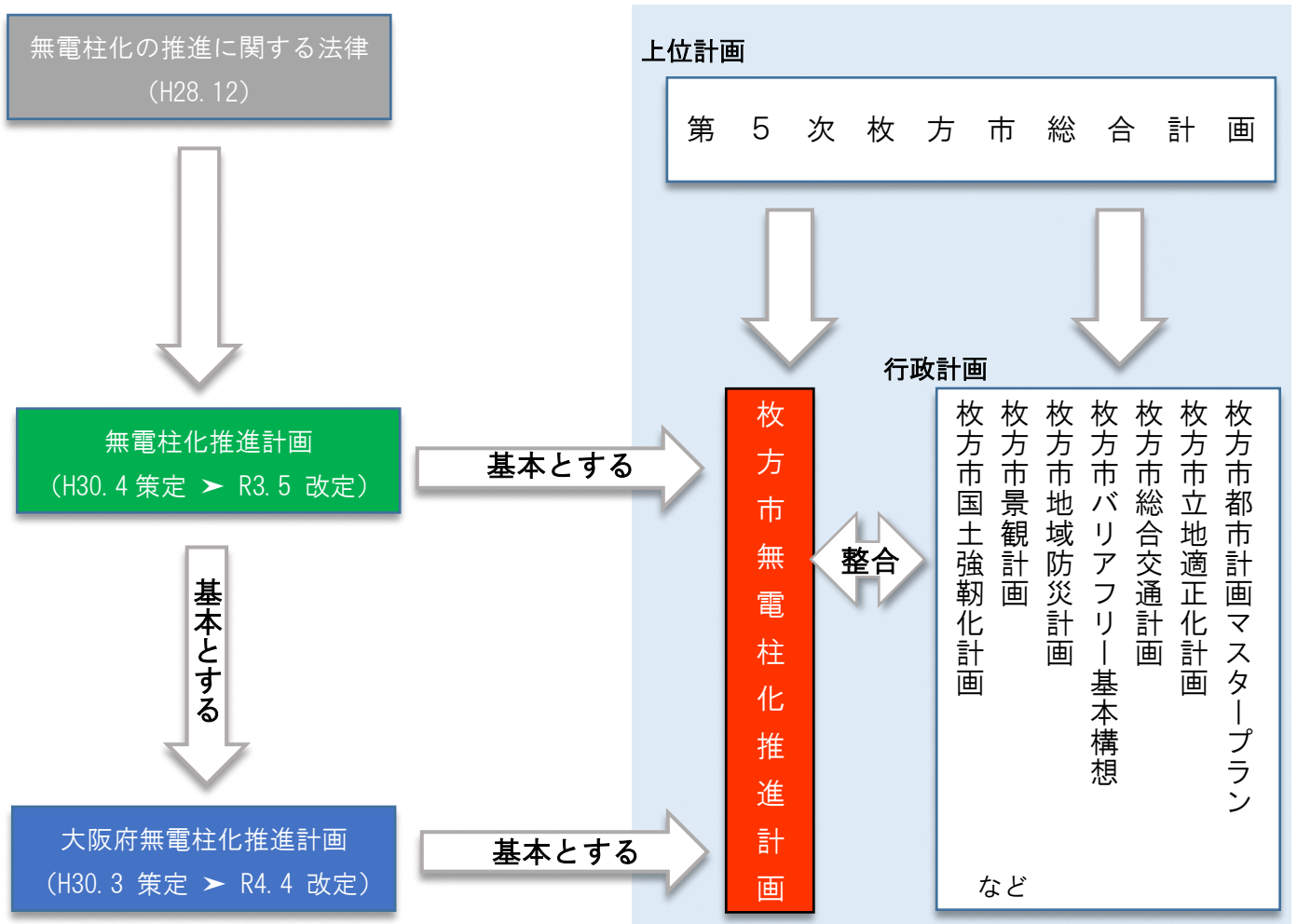


図 1-1 本計画の位置づけ

第2章 無電柱化の目的と課題

1 無電柱化の目的

(1) 都市防災の向上

地震や津波、台風等の自然災害時において、電柱が倒壊した場合、道路を閉塞する事態が発生し、避難や救急活動、物資輸送等に多大な影響を及ぼすことが懸念されます。

このため、災害時において、緊急車両が通行する道路の通行機能の確保などに努めることは極めて重要であり、無電柱化を推進することで都市防災機能が向上します。



写真 2-1 泉南市道（泉南市）
（出典：大阪府無電柱化推進計画）

(2) 安全で快適な歩行空間の確保

歩道内の電柱は歩行者や車いすの利用者にとって、安全で快適な通行を妨げる恐れがあります。歩道のない狭い道路においても、路肩部を通行する歩行者が電柱を避けるため、車道にはみ出すなど、危険な状況もあります。

無電柱化を推進することは、誰もが安全で移動しやすい歩行空間が確保されるなど、バリアフリーの観点においても重要となります。



写真 2-2 市道 岡東山之上東一号線（枚方市）

(3) 良好な都市景観の確保

景観の阻害要因となる電柱や電線をなくすことで、良好な景観が形成され、まちの魅力向上につながります。



整備前

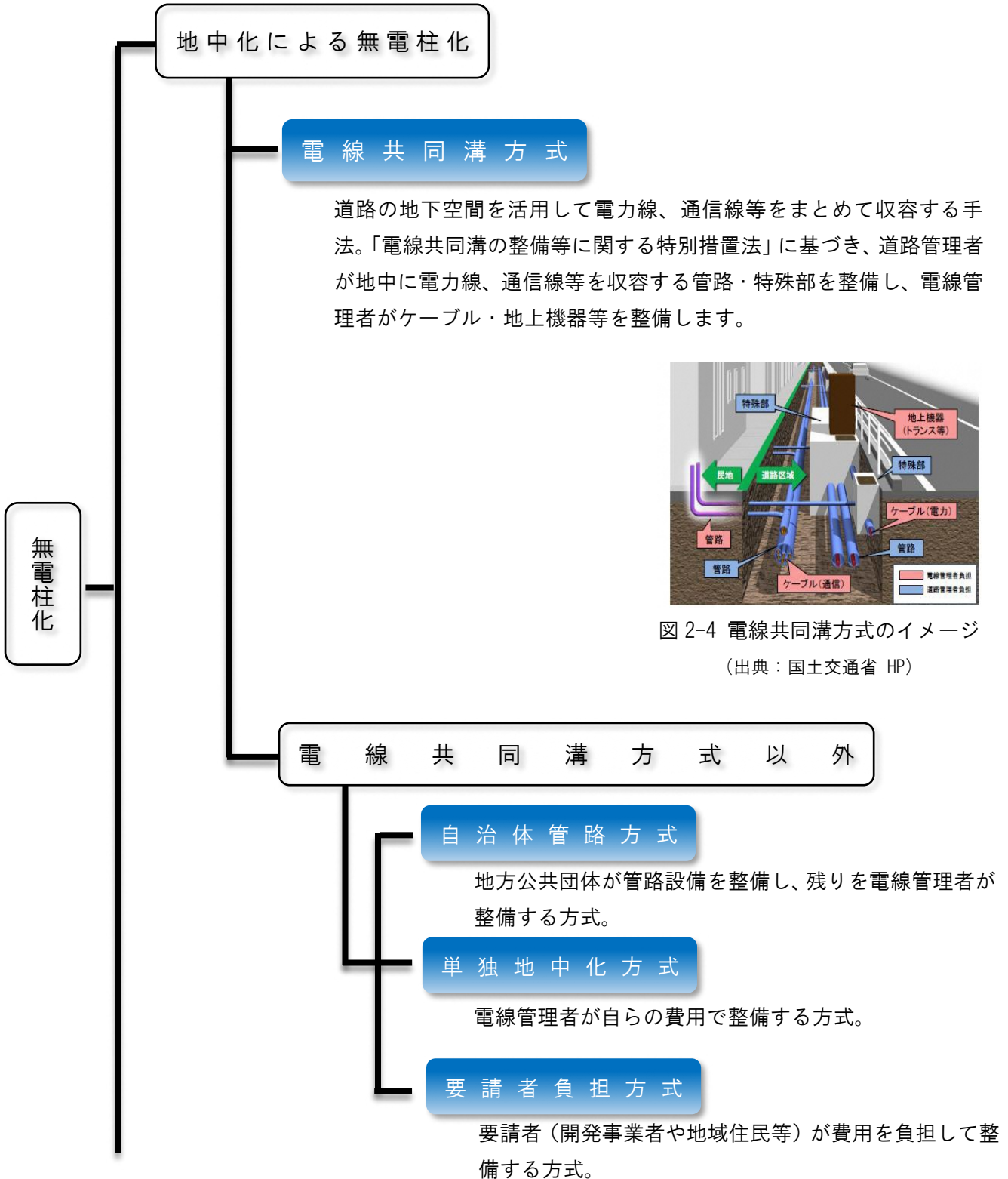


整備後

写真 2-3 京街道（枚方市）

2 無電柱化の整備手法

無電柱化の整備手法は、下図のように「地中化による無電柱化」と「地中化以外による無電柱化」に大別されます。「地中化による無電柱化」のうち、電線共同溝方式については、平成7年に「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」が施行され、道路管理者が無電柱化を実施する際の主な整備手法として、採用されています。



地中化以外による無電柱化

裏配線方式

主に主要道路の無電柱化を目的とした方式であり、裏通りに電線類を移すことで主要道路の無電柱化を図る手法。

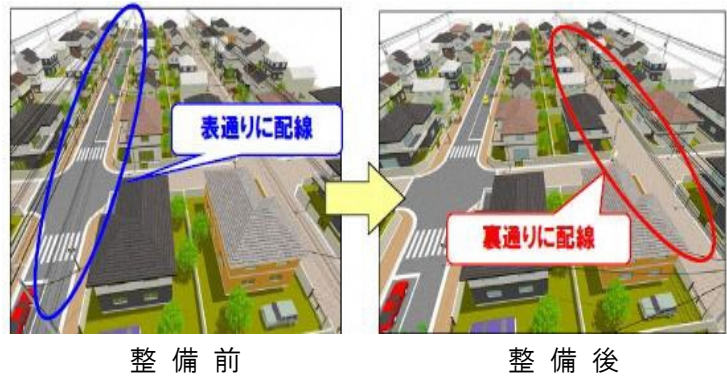


図 2-5 裏配線方式のイメージ

(出典：国土交通省 HP)

軒下配線方式

無電柱化したい通りの脇道に電柱を配置し、そこから引き込む電線を沿道家屋の軒下または軒先に配置する手法。

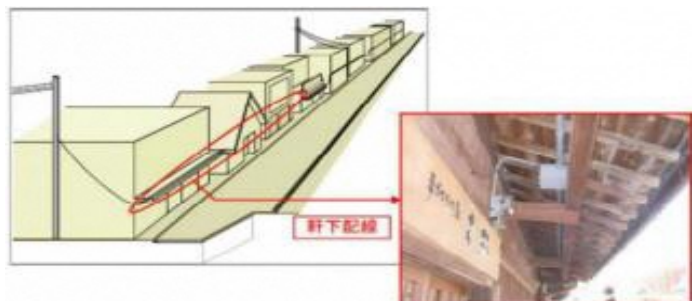


図 2-6 軒下配線方式のイメージ

(出典：国土交通省 HP)

③ 無電柱化の課題

電線共同溝方式による無電柱化整備事業を実施する場合、以下の2点が主な課題として考えられます。

課題1：整備コストが高い

電線共同溝の整備費は、施設延長（電線共同溝施設の延長）1km当たり、道路管理者負担が約3.5億円、電線管理者負担が約1.8億円で多額の費用を要します。（国土交通省調べ）

課題2：事業の長期化

限られたスペースの中での管路埋設の位置及び地上機器設置場所等の確保やその設置に伴う地域住民等との合意形成に時間を要します。また、道路管理者、複数の事業者（ガス、水道など地下埋設事業者、電線管理者）による事業調整及び施工（繰返し掘削等）に伴う工事の長期化や地域住民の負担を要します。

第3章 無電柱化の推進に関する基本方針・計画期間

1 基本方針

無電柱化については、「都市防災の向上」「安全で快適な歩行空間の確保」「良好な都市景観の確保」の観点から、無電柱化の必要な道路において推進していく必要があります。

ただし、無電柱化事業は、一般の道路事業と比較して事業期間が長く、財政面での負担が非常に大きいため、効率的・効果的に整備していく観点から、関連する行政計画等を踏まえて無電柱化事業を行う対象道路を選定し、計画的に無電柱化を推進します。

また、「無電柱化の推進は、地域住民の意向を踏まえつつ、地域住民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の形成に資するよう行わなければならない。（無電柱化法第2条）」の理念のもと、市民や関係者の協力を得て、無電柱化の推進を図ります。

2 計画期間

本計画では、計画期間を2023（令和5）年度から2032（令和14）年度までの10年間とします。

なお概ね5年後において、国や大阪府、本市における関連計画や事業の進捗状況などを踏まえ、中間見直しの実施を検討します。

年度 法律・計画等	平成			令和														
	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	
無電柱化の推進に関する法律	●																	
国 無電柱化推進計画				5年間														
大阪府無電柱化推進計画				13年間（R4.4改定により3年間延長）														
枚方市無電柱化推進計画										10年間（※概ね5年後での中間見直しを検討）								

表 3-1 計画期間

第4章 無電柱化の推進に関する目標

1 対象道路の考え方

無電柱化の目的や基本方針などを踏まえ、本市が管理する道路を対象とし、以下の考え方に基づき無電柱化を推進する道路を選定します。

(1) 都市防災の向上

災害時の救援活動、物資輸送を円滑に行うためには、緊急車両が通行する道路を確保することが重要であるため、広域緊急交通路の無電柱化を推進します。

(2) 安全で円滑な歩行空間の確保

高齢者や障害者などの安全かつ快適な歩行を確保するため、「枚方市バリアフリー基本構想」に基づく特定道路や生活関連経路のうち、(3)良好な都市景観の確保との相乗効果が図れる道路の無電柱化を推進します。

(3) 良好な都市景観の確保

枚方市景観計画において、景観重点区域内の歴史的環境整備ゾーンに位置し、歴史的景観や観光にぎわいの創出に寄与する道路について無電柱化を推進します。

また、都市再生緊急整備地域として指定されている枚方市駅周辺地区の市街地開発事業の無電柱化と併せて一体的に整備することが効率的・効果的な道路の無電柱化を推進します。

(4) 無電柱化法第12条に基づく整備

道路の新設、改築又は修繕に関する事業並びに市街地開発事業その他これらに類する事業が実施される区域（影響範囲を含む）の道路については、無電柱化事業を一体的に実施することで、都市防災の向上や安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の確保に寄与するため、無電柱化を推進します。

対象道路の考え方に基づき、無電柱化を行う道路を別冊 参考資料のとおり選定します。

現在無電柱化事業を実施している道路については、本計画期間内での整備完了を目標とし、その他の道路については、本計画期間内での事業着手を目標としますが、関連事業の進捗状況や社会情勢の変化等に応じて適宜目標を見直します。

なお、今後の市街地開発事業等によるまちづくりの具体化などに伴い無電柱化事業を行う道路が明確になった際には、適宜本計画に追加します。

第5章 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 占用制度の運用について

1. 新設電柱の占用制限

道路法第37条及び無電柱化法第11条に基づき、国や大阪府が防災上の観点から緊急輸送道路などにおいて、新設電柱の占用制限を実施している状況を踏まえ、本市においても緊急輸送道路などを対象に電線管理者等関係者と協議の上、占用制限を実施します。(P16)

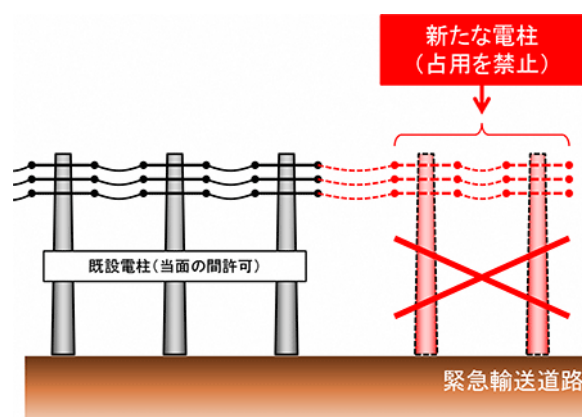


図 5-1 占用制限のイメージ

(出典：国土交通省 HP)

2. 既設電柱の占用制限や無電柱化に伴う占用料の減免措置

国において検討・実施が進められている既設電柱の占用制限や、無電柱化に伴う占用料の減免について、国や大阪府の動向を踏まえ、検討します。

2 コスト縮減・事業のスピードアップ

電線共同溝方式については、整備コストが高いことや、地下埋設物の移設にかかる工期の長期化が主な課題となっており、以下の取り組みを進めることで、無電柱化を推進します。

1. 既存ストックの活用

無電柱化区間に、電線管理者等が所有する管路やマンホール等の既存施設がある場合、これらの既存ストックを活用することで、埋設物の移設を回避するなど、効率的な整備に取り組みます。

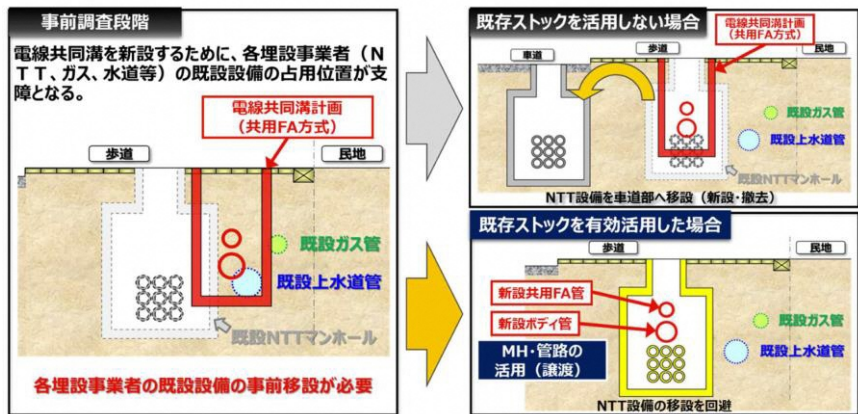


図 5-2 既存ストック活用（マンホール）のイメージ
 (出典：無電柱化事業における合意形成の進め方ガイド（案）)

2. 多様な整備手法の検討

国の動向や大阪府の取り組みなどを注視しながら、低コスト手法の活用など計画、設計、工事等の各段階において電線管理者と連携し、コスト縮減・事業のスピードアップに取り組みます。

管路の浅層埋設	小型ボックス活用埋設	角型多条電線管【FEP管】
 <p>現行より浅い位置に埋設</p>	 <p>小型化したボックス内にケーブルを埋設</p>	 <p>安価で弾性がある角形多条電線管を地下に埋設</p>

図 5-3 低コスト手法の種類
 (出典：国土交通省 HP)

③ 水害被害を受けにくい整備

浸水想定区域などにおいて地上機器が水没するなど水害被害が懸念される場合、想定される水深を考慮し、国などの新技術の動向等を踏まえ、電線管理者など関係者と協議し、水害被害を受けにくい整備の検討に取り組みます。

第6章 その他無電柱化の推進に関し総合的かつ迅速に推進するために必要な事項

1 住民理解の促進

無電柱化事業に対する住民の理解及び協力を得られるよう「無電柱化の日」（毎年11月10日）を活かした「広報ひらかた」等による広報・啓発活動の充実を図り、無電柱化の意義や効果をPRするなど、理解の促進を図ります。

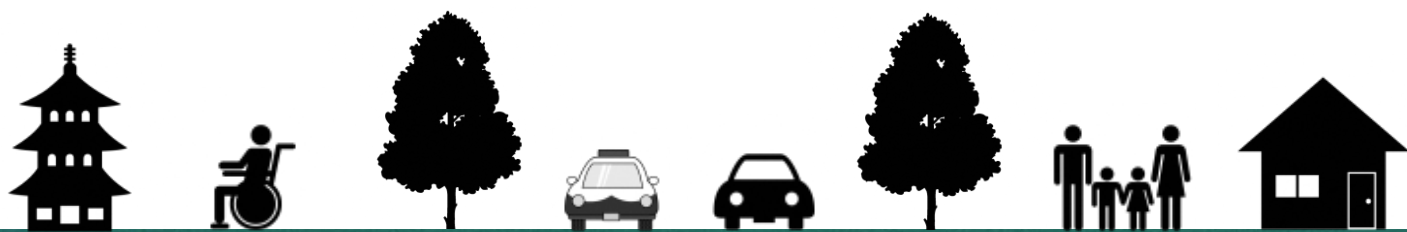
また、事業着手の際には、関係する地域の住民等に対して事業内容等を説明するとともに、現地での工事広報板の設置や沿道の方々へのチラシ配布等現場状況などを勘案し、広く周知を行い、丁寧に対応しながら事業を実施していきます。

2 関係者間の連携強化

無電柱化事業が円滑に進むよう、道路管理者、交通管理者及び電線管理者等にて構成されている大阪府無電柱化地方部会（市町村部会）を活用し、無電柱化の対象道路や無電柱化の実施手法、実施時期等について協議・合意形成を図ります。また、国や大阪府と連携することで、低コスト手法や最新技術など無電柱化に関する情報収集に努めるとともに、本市の取り組みについて、国や大阪府、他地方公共団体との情報共有を図ります。

3 計画の進行管理

無電柱化を着実に進めるため、事業の進捗状況を適切に管理するとともに、実施状況及び上位計画や関連する計画の状況を踏まえて、計画の見直しの必要性等を検討します。



別
參
考
資
料
冊
料

無電柱化対象道路一覧表・位置図

路線名等	区間	路線の位置づけ (関連事業等)	無電柱化 実施状況 (R5.3現在)	対象道路の考え方 ^{※1}				整備延長 ^{※2}	備考
				(1)防災	(2)安全	(3)景観	(4)12条		
① 市道 枚方藤阪線	山田池公園(後方支援拠点) ～ 国道田口南交差点	広域緊急交通路		○				約0.6km	国道1号の無電柱化に併せて着手
② 京街道 新町岡本町1号線 岡本町伊加賀本町1号線・堤町3号線	天野川～(市)枚方市駅前線 三矢公園～枚方消防署伊加賀分室	京街道 都市再生緊急整備地域 街なみ環境整備事業				○		約0.98km	地域の機運の高まりや合意形成状況を踏まえて着手
③ 市道 岡東山之上東1号線	枚方市駅南口駅前広場 ～ 枚方市役所前	特定道路 都市再生緊急整備地域 市駅周辺再整備事業			○	○		約0.34km	市駅周辺再整備事業に併せて着手
④ 市道 禁野枚方線	枚方市駅南口駅前広場 ～ 天津橋	特定道路 都市再生緊急整備地域 市駅周辺再整備事業			○	○		約0.38km	市駅周辺再整備事業に併せて着手
⑤ 市道 枚方市駅前線 (駅前広場(北口)含む)	枚方市駅北口駅前広場 ～ ラポール枚方前	特定経路 都市再生緊急整備地域 市駅周辺再整備事業	○		○	○		約0.42km	
⑥ 外周道路	(市)禁野枚方線 ～ 府道 京都守口線	市駅周辺再整備事業 都市再生緊急整備地域			○	○		約0.05km	市駅周辺再整備事業に併せて着手
⑦ 区画道路(②、④街区)	(市)禁野枚方線 ～ 府道 枚方茨木線	市駅周辺再整備事業 都市再生緊急整備地域			○	○		約1km	市駅周辺再整備事業に併せて着手
⑧ 都市計画道路 北中振線	光善寺駅前広場 ～ 国道1号 中振交差点	光善寺駅西地区第一種 市街地再開発事業	○				○	約0.38km	
⑨ 市道 北中振1号線	北中振3丁目地内	光善寺駅西地区第一種 市街地再開発事業	○				○	約0.07km	
⑩ 市道 北中振13号線	北中振3丁目地内	光善寺駅西地区第一種 市街地再開発事業	○				○	約0.08km	

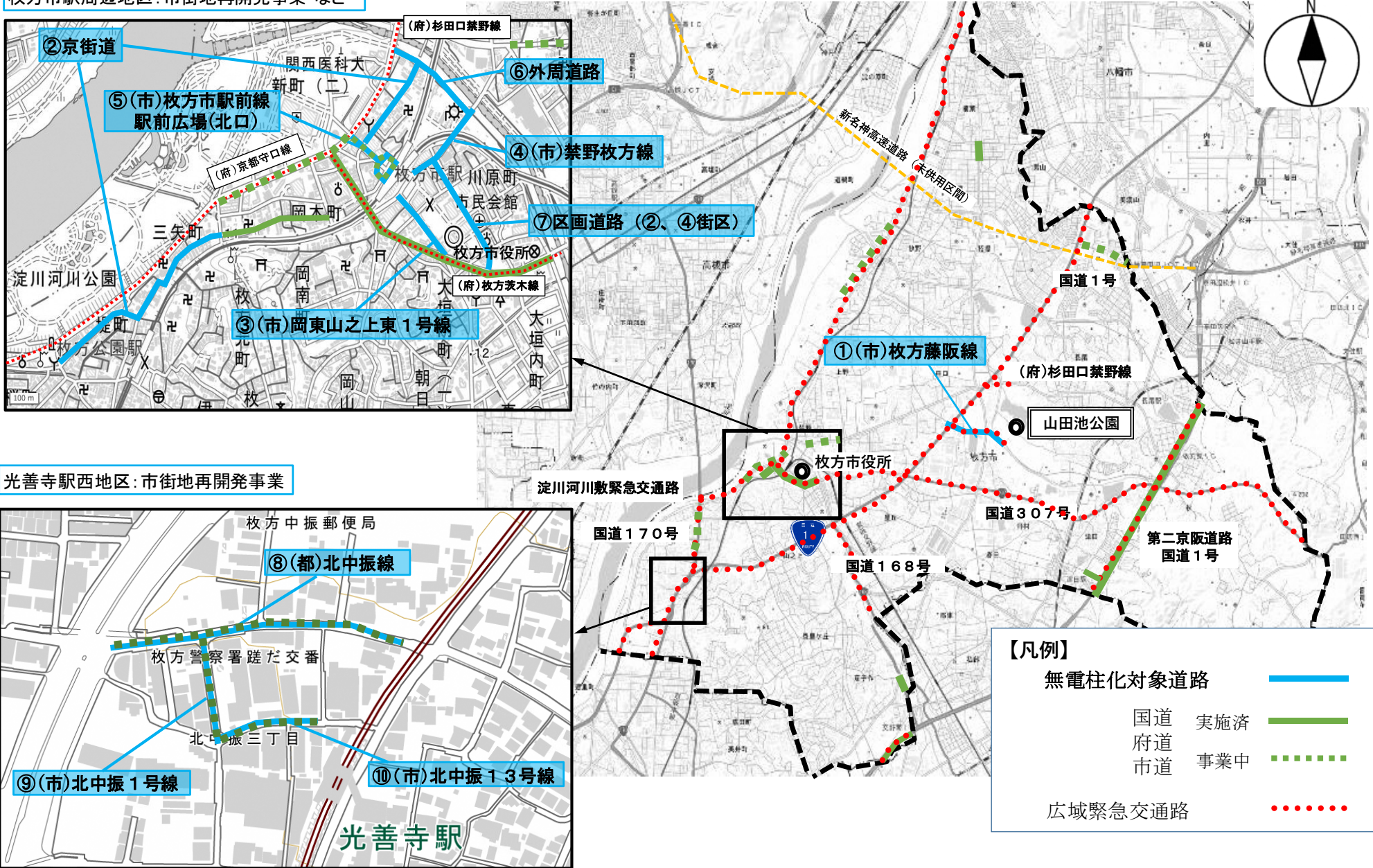
※1 対象道路の考え方：(1)都市防災の向上 (2)安全で快適な歩行空間の確保 (3)良好な都市景観の確保 (4)無電柱化法第12条に基づく整備

※2 整備延長：延長は見込みであり、詳細な設計や関係事業者との協議により変更となる場合があります。

なお、今後の市街地開発事業等によるまちづくりの具体化に伴い無電柱化事業を行う道路が明確になった際には、適宜本計画に追加します。

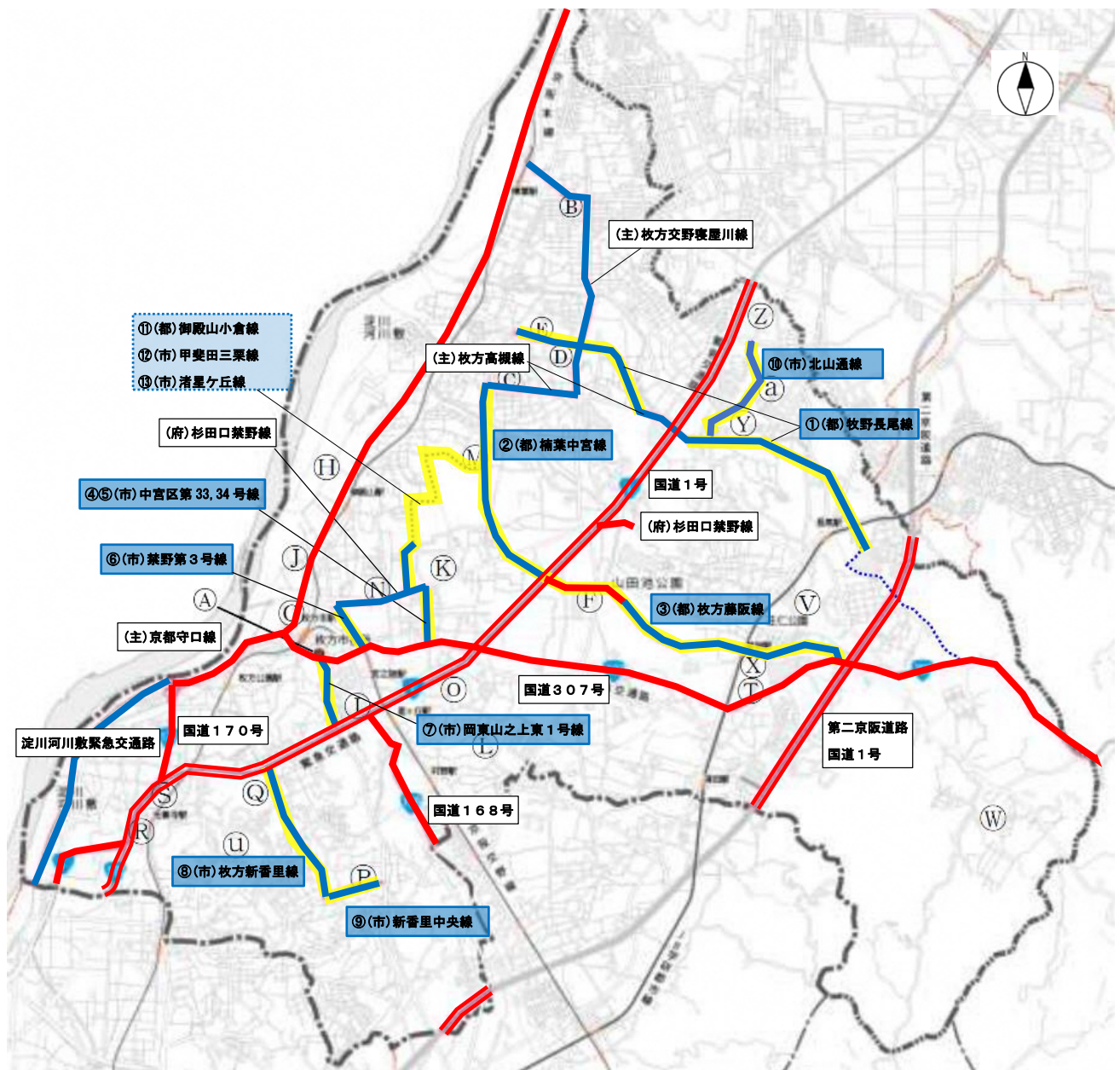
電線共同溝の整備費は、施設延長(電線共同溝施設の延長)1km当たり、道路管理者負担が約3.5億円、電線管理者負担が約1.8億円となります。(国土交通省調べ)

枚方市駅周辺地区:市街地再開発事業 など



光善寺駅西地区:市街地再開発事業

道路法 37 条に基づく占用制限 対象道路位置図



凡例	
	市道
	国道・府道
	重点14路線 (第1次緊急輸送道路)
	その他路線 (第2次緊急輸送道路)
	地域緊急交通路 (第3次緊急輸送道路)
	地域緊急交通路 (予定路線)
	防災拠点施設
	道路法37条に基づく占用制限 (市管理道路)

関係法令などの抜粋

法令・通達など

「無電柱化の推進に関する法律」(平成28年12月施行)

(基本理念)

第二条 無電柱化の推進は、無電柱化の重要性に関する国民の理解と関心を深めつつ、行われるものとする。

2 無電柱化の推進は、国、地方公共団体及び第五条に規定する関係事業者の適切な役割分担の下に行われなければならない。

3 無電柱化の推進は、地域住民の意向を踏まえつつ、地域住民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の形成に資するよう行われなければならない。

(都道府県無電柱化推進計画等)

第八条 都道府県は、無電柱化推進計画を基本として、その都道府県の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県無電柱化推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 市町村(特別区を含む。以下この条において同じ。)は、無電柱化推進計画(都道府県無電柱化推進計画が定められているときは、無電柱化推進計画及び都道府県無電柱化推進計画)を基本として、その市町村の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画(以下この条において「市町村無電柱化推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県無電柱化推進計画又は市町村無電柱化推進計画を定め、又は変更しようとするときは、関係電気事業者(その供給区域又は供給地点が当該都道府県又は市町村の区域内にあるものに限る。)及び関係電気通信事業者(当該都道府県又は市町村の区域内において道路上の電柱又は電線を設置し及び管理して電気通信事業法第二百十条第一項に規定する認定電気通信事業に係る電気通信役務を提供するものに限る。)の意見を聴くものとする。

4 都道府県又は市町村は、都道府県無電柱化推進計画又は市町村無電柱化推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

(無電柱化が特に必要であると認められる道路の占用の禁止等)

第十一条 国及び地方公共団体は、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るために無電柱化が特に必要であると認められる道路について、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第三十七条第一項の規定による道路の占用の禁止又は制限その他無電柱化の推進のために必要な措置を講ずるものとする。

(電柱又は電線の設置の抑制及び撤去)

第十二条 関係事業者は、社会資本整備重点計画法(平成十五年法律第二十号)第二条第二項第一号に掲げる事業(道路の維持に関するものを除く。)、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第七項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業が実施される場合には、これらの事業の状況を踏まえつつ、電柱又は

電線を道路上において新たに設置しないようにするとともに、当該場合において、現に設置し及び管理する道路上の電柱又は電線の撤去を当該事業の実施と併せて行うことができるときは、当該電柱又は電線を撤去するものとする。

「道路法」

(道路の占用の禁止又は制限区域等)

第三十七条 道路管理者は、次に掲げる場合においては、第三十三条、第三十五条及び前条第二項の規定にかかわらず、区域を指定して道路（第二号に掲げる場合にあっては、歩道の部分に限る。）の占用を禁止し、又は制限することができる。

- 一 交通が著しくふくそうする道路又は幅員が著しく狭い道路について車両の能率的な運行を図るために特に必要があると認める場合
- 二 幅員が著しく狭い歩道の部分について歩行者の安全かつ円滑な通行を図るために特に必要があると認める場合
- 三 災害が発生した場合における被害の拡大を防止するために特に必要があると認める場合

「道路法施行規則」(平成 31 年 4 月 1 日改正)

第 4 条の 4 の 2 道路の新設、改築又は修繕に関する事業、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第七項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業が実施されている区域において電線を地上に設ける場合における令第十一条の二第二項において準用する令第十一条第一項第一号に規定する公益上やむを得ないと認められる場所は、当該事業の実施と併せて当該電線を道路の地下に埋設することが当該道路の構造その他の事情に照らし技術上困難であると認められる場所に限るものとする。

道路法施行規則第 4 条の 4 の 2 の改正に伴う電線の占用の場所に関する技術的細目の取扱いについて（平成 31 年 4 月 1 日付国道利第 43 号、国道メ企第 33 号、国道環第 122 号）

2 対象事業

(1) 改正規則第 4 条の 4 の 2 第 1 項に明記されている事業

改正規則第 4 条の 4 の 2 第 1 項の「道路の新設、改築又は修繕に関する事業」とは、法第 2 条第 1 項に規定する道路の新設、改築及び修繕に関する事業をいう。

また、「都市計画法第四条第七項に規定する市街地開発事業」とは、次のアからキまでに掲げる事業をいう。

ア 土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）による土地区画整理事業

イ 新住宅市街地開発法（昭和 38 年法律第 134 号）による新住宅市街地開発事業

ウ 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和 33 年法律第 98 号）による工業団地造成事業又は近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域

の整備及び開発に関する法律（昭和 39 年法律第 145 号）による工業団地造成事業

エ 都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）による市街地再開発事業

オ 新都市基盤整備法（昭和 47 年法律第 86 号）による新都市基盤整備事業

カ 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和 50 年法律第 67 号）による住宅街区整備事業

キ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成 9 年法律第 49 号）による防災街区整備事業

(2) (1)に類する事業

改正規則第 4 条の 4 の 2 第 1 項の「その他これらに類する事業」とは、無電柱化法第 12 条前段の趣旨を踏まえ、次のアからウまでに掲げる事業とする。

ア 公共事業関係費により道路の工事を行う事業（都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 46 条第 1 項に規定する都市再生整備計画に基づく道路の整備に関する事業、住宅市街地総合整備事業制度要綱（平成 16 年 4 月 1 日付け国住市第 350 号）第二の一に規定する住宅市街地総合整備事業における道路の整備に関する事業等）

イ 都市計画法第 29 条に規定する許可を受けて行う同法第 4 条第 12 項に規定する開発行為等により道路を整備する事業

ウ 道路管理者以外の者が法第 24 条に基づく道路管理者の承認を受けて行う道路に関する工事を伴う事業

「道路法施行規則第 4 条の 4 の 2 の改正に伴う電線の占用の場所に関する技術的細目の取扱いについて」の運用上の留意事項について（平成 31 年 4 月 1 日付事務連絡）

3 地下埋設の困難性への該当性

「当該道路の構造その他の事情に照らし技術上困難であると認められる場所」

(1) 道路を掘削する工事を行う場合であっても、掘削の深さが電線を地下に埋設する場合の深さの基準に照らして十分でない場所

(2) 道路を掘削する工事の施工区間延長が、各地上機器の供給区間延長と整合しない場所

(3) 関係事業者の予算の確保、設計等の準備に要する最低限必要な期間として、道路を掘削する工事着手の 2 年前までに道路を掘削する工事が実施される旨の通知がなされていない場所

(4) (1) から (3) までに掲げる場所以外で、改正規則第 4 条の 4 の 2 第 1 項の「当該道路の構造その他の事情に照らし技術上困難であると認められる場所」。

次のアからウまでに掲げる箇所

ア 道路の幅員が著しく狭く、電線を地下に埋設する空間が確保できない場所

イ 既に地下に埋設されている占用物件等が多数あり、電線を地下に埋設する空間が確保できない場所

ウ 災害又は事故が原因で、現に供給されていた電力・通信サービスが途絶え、緊急的に電柱の地上への設置により、当該サービスの供給を確保する必要がある場所

無電柱化の推進に関する法律を踏まえた開発許可制度の運用について（技術的助言）
（令和2年3月19日付国都計第133号）

2 開発道路における無電柱化について

（2）「道路法施行規則第4条の4の2の改正に伴う電線の占用の場所に関する技術的細目の取扱いについて」（平成31年4月1日付国道利第43号、国道メ企第33号、国道環第122号）3（3）のとおり、無電柱化に当たり道路を掘削する工事着手の2年前までに本工事が実施される旨の通知が必要となるが、開発道路については別紙により開発許可申請者から関係事業者へ通知を行う。

3 開発許可権者の留意事項

（2）開発許可の事前相談の段階から、開発許可申請者に対して、上記1及び2の内容に加え、道路管理者との公共施設管理者協議を速やかに行う等、無電柱化の促進に向けた指導・情報提供を行うことが望ましい。

特に2.（2）の関係事業者への通知は、予備設計に着手する段階で開発許可申請者が行う必要があることに留意されたい。

市条例

枚方市開発事業等の手続等に関する条例に基づく公共・公益施設整備に係る基準

第2 道路等に関する事項に係る基準

3 道路の整備や配置に関するその他の基準

（7）都市計画法第29条に規定する許可を受けて行う場合に築造する道路については、災害の防止や安全で快適な通行空間の確保のために、道路法施行規則に規定する技術上困難である場合を除き、無電柱化を行うものとする。

用語解説

用語	説明
無電柱化	道路の地下空間を活用して、電力線や通信線などをまとめて収容する電線共同溝などの整備による電線類地中化や、表通りから見えないように配線する裏配線などにより道路から電柱を無くすこと。
緊急輸送道路	災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路。(国土交通省HPより引用)
広域緊急交通路	大阪府が、警察及び道路管理者と協議し、災害時の応急活動(救助・救急、医療、消火、緊急物資の供給)を迅速かつ的確に実施するため選定する道路。(大阪府地域防災計画より引用)
バリアフリー基本構想	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー法)において、市町村は、国が定める基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の旅客施設を中心とする地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区(重点整備地区)について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想。(国土交通省HPより引用)
特定道路	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(以下、バリアフリー法)において、生活関連経路を構成する道路法による道路のうち多数の高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行われるものであって国土交通大臣がその路線及び区間を指定したもの。(バリアフリー法より引用)
生活関連経路	バリアフリー法において、生活関連施設(高齢者、障害者等が日常生活または社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他施設)相互間の経路。(バリアフリー法より引用)
電線共同溝	電線の設置及び管理を行う2以上の者の電線を収容するため道路管理者が道路の地下に設ける施設。電線共同溝は、電線を収容する管路と特殊部からなり入溝する電線や地上機器は、電線管理者が整備する。 (電線共同溝の整備等に関する特別措置法より引用)
既存ストック活用方式	既に占用埋設されている、通信設備(管路・マンホール・ハンドホール)を活用した地中化手法。(電線共同溝設計基準(案)大阪府都市整備部より引用)
小型ボックス活用埋設	電力ケーブルと通信ケーブルの離隔距離基準の改定(平成28年9月施行)を受け、小型化したボックス内に電力ケーブルと通信ケーブルを埋設する手法。(無電柱化推進のあり方検討委員会中間とりまとめより引用)
管路の浅層埋設	管路等の埋設基準の緩和(平成28年4月施行)を受け、従来よりも浅い位置に管路等を埋設する手法。(無電柱化推進のあり方検討委員会中間とりまとめより引用)

地上機器	無電柱化した際、地上部に設置される機器の総称。多回路開閉器や変圧器（トランス）、低圧分岐装置など。（無電柱化推進のあり方検討委員会中間とりまとめより引用）
大阪府無電柱化地方部会	大阪府において、道路管理者、警察、電気事業者、通信事業者、有線放送事業者等から構成されている部会であり、無電柱化推進のための各種調整を行っている。（無電柱化推進のあり方検討委員会中間とりまとめより引用）
電線共同溝の整備等に関する特別措置法	電線共同溝の建設及び管理に関する特別の措置等を定め、特定の道路について、電線共同溝の整備等を行うことにより、当該道路の構造の保全を図りつつ、安全かつ円滑な交通の確保と景観の整備を図ることを目的とした法律。

発行年月 2023年（令和5年）3月

発行 枚方市

〒573-8666

枚方市大垣内町2丁目1番20号

TEL:072-841-1221（代表）

FAX:072-841-4605

編集 土木部 土木政策課